



2022年 5月13日

各 位

会 社 名 阪急阪神ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 杉山 健博  
(コード番号 9042 東証プライム)  
問合せ先 グループ経営企画室 広報部長 辰馬秀彦  
(TEL. 06-6373-5092)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月15日開催予定の当社第184回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

2022年9月1日に施行される「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社(上場会社)には、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削 除>

<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条</u> 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日      2022年 6月15日

定款変更の効力発生予定日                      2022年 6月15日

以 上